

★該当するものをチェックしてください	被扶養者(異動)届	扶養事情書	無職無収入証明書	雇用形態証明書	世帯全員分住民票 (直近3か月以内発行・続柄・筆頭者記載のもの)	最新の非課税・所得証明書	雇用保険			健康保険資格喪失証明書 (※被扶養者が退職後、退職後3か月以内発行・続柄・筆頭者記載のもの)	配偶者等の収入確認書類 (直近3か月分の給与明細(写)等)	その他 必要なもの
							資格喪失確認通知書(写)	離職票1と2(それぞれ写)	受給資格者証(両面写)			
チェックシート内の ○は必須・△は状況に応じて 提出していただく書類 (備考欄もご参照下さい)	書類の入手先	極東図書館or会社の管理部門 ※『雇用形態証明書』は印刷後 お勤め先に提出して記入			お住まいの役所		以前ののお勤め先	ハローワーク	極東図書館or会社の 管理部門	以前加入の健保組 合等	配偶者のお勤め先	
①	(1年以上)無職	○	○	△ 備考欄 ①参照	○	○				△ 該当者のみ		『源泉徴収票』『給与明細書』『退職証明書』『辞令』⇒以前のお勤め先 『母子手帳の「出生届出済証明欄」』⇒お住まいの役所 『学生証』『在学証明書』⇒学校
②	パート又はアルバイト等で就労中	○	○	△ 備考欄 ②参照	○					△ 該当者のみ	○	①前年に収入があるが、現在無職無収入の場合に限り提出 追加で退職日および雇用保険加入有無が確認できる書類が必要(『退職日記載の源泉徴収票(写)』『雇用保険料控除有無が確認できる給与明細書(写)』『退職証明書』『辞令(写)』等) 上記以外の場合は最新の『非課税・所得証明書』を提出 源泉徴収票は不可
③	自営業者	○	○		○					△ 該当者のみ		②働き始めたばかりや紛失などにより直近3か月分の給与明細がない場合は『雇用形態証明書』でも可。ただし、あとで必ず提出してください。 『源泉徴収票』は不可 『雇用形態証明書』に記載の月額収入を年換算した額(賞与・交通費含)が130万円(60才以上・障害のある方は180万円)以上の場合は認定できません。(※参考*月額108,334円以上/60才以上・障害のある方は月額150,000円以上)
④	失業給付受給の待期間中・ 受給延長中または延長予定	○	○	○	○			○ 備考欄 ③参照	○ 備考欄 ④参照	△ 該当者のみ		③最新の『収支内訳書(写)』または『所得税青色申告決算書(写)』など経費内訳がわかるものも添付のこと
⑤	失業給付受給後(終了間近)	○	○	○	○			○ 備考欄 ⑤参照		△ 該当者のみ		④支給終了の記載のあるもの。 最終認定日が支給終了日より31日以降となる場合は最終認定日以前の申請可。その場合は最終認定日後、『支給終了』の記載あるものを速やかに提出してください。 ※受給資格者証の処理月日はあくまでも認定日であり、事由発生日ではありません。
⑥	失業給付受給放棄	○	○	○	○		△ 備考欄 ⑥参照	△ 備考欄 ⑥参照	○	△ 該当者のみ		⑤『支給終了』の記載のあるもの。 最終認定日が支給終了日より31日以降となる場合は最終認定日以前の申請可。その場合は最終認定日後、『支給終了』の記載あるものを速やかに提出してください。 ※受給資格者証の処理月日はあくまでも認定日であり、事由発生日ではありません。
⑦	失業給付受給資格無し	○	○	○	○		△ 備考欄 ⑦参照	△ 備考欄 ⑦参照	○	△ 該当者のみ		⑥退職票1・2の交付を希望されていない場合は『雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)』が必要 ※雇用保険加入期間(一社に限らない)が退職前の2年間で12か月未満であると確認できた場合は不要です。(会社都合の退職の場合は退職前の1年間で6か月以上あれば受給資格が得られます)
⑧	雇用保険未加入	○	○	○	○					△ 該当者のみ		⑦退職票1・2の交付を希望されていない場合は『雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)』が必要 ※雇用保険加入期間(一社に限らない)が退職前の2年間で12か月未満であると確認できた場合は不要です。(会社都合の退職の場合は退職前の1年間で6か月以上あれば受給資格が得られます)
⑨	子ども出生時 (被扶養者が出生した場合)	○				△ 備考欄 ⑧参照						⑧退職票1・2の交付を希望されていない場合は『雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)』が必要 ※雇用保険加入期間(一社に限らない)が退職前の2年間で12か月未満であると確認できた場合は不要です。(会社都合の退職の場合は退職前の1年間で6か月以上あれば受給資格が得られます)
⑩	子ども出生時 (被保険者が出生した場合)	○				△ 備考欄 ⑧参照					○ 備考欄 ⑨参照	⑨『母子手帳の「出生届出済証明欄」(写)』でも可
⑪	子ども出生時 (被扶養者でない配偶者が出生した場合)	○				△ 備考欄 ⑧参照					○ 備考欄 ⑨参照	⑩『母子手帳の「出生届出済証明欄」(写)』でも可 ⑪『母子手帳の「出生届出済証明欄」(写)』でも可 ⑫配偶者の方が収入が多い場合は認定できません。子どもを被扶養者にしたい場合は、当該被扶養者(異動)届が提出された日の属する年の前年分の年間収入で比較しますので、夫婦双方の前年分源泉徴収票を提出してください。
⑫	18才未満 18才(高校卒業)以上の学生	○	△ 備考欄 ⑩参照		○						△ 備考欄 ⑩参照	⑫18才(高校卒業)以上の学生は『学生証(写)』または『在学証明書』が必要 ⑬配偶者が被扶養者でない場合(共働き)は必要 ⑭配偶者の方が収入が多い場合は認定できません。子どもを被扶養者にしたい場合は、当該被扶養者(異動)届が提出された日の属する年の前年分の年間収入で比較しますので、夫婦双方の前年分源泉徴収票を提出してください。 ⑮16歳以上で就労中の方、18歳(高校卒業)以上の方、離別による18歳未満の子、は提出して下さい

《被扶養者申請する時》

- このチェックシートで被扶養者申請しようと思う方の状況にあった必要書類を準備します。
※どれに該当するか不明な場合は会社の管理部門・健保組合へお問い合わせください。
- 必要書類に記入漏れ・押印漏れがないかご確認ください。
※書類に不備があると、被保険者証の発行が遅くなります。
- 必要書類が全て整ったら、会社の管理部門へご提出ください。
※任意継続被保険者の方は直接健保組合へ送付してください。
- 公的書類(住民票や課税証明書等)については、マイナンバーの付されていないものを提出してください。
- 左記書類以外にも、状況によっては追加書類の提出をお願いすることがあります。

★下記に該当する方は追加で書類が必要となります。		*1 義父・義母・おじ・おば・甥・姪等(健康保険法による)	被扶養者として申請できるのは、75歳未満・主として被保険者に生計を維持されている・年間収入額が130万円未満(60才以上または障害のある方は180万円未満)・被保険者の年間収入の2分の1未満(当健保の被保険者期間が短く、年間ベースで収入確認の取れない方は月収入の2分の1未満)であるものとさせていただきます。 (失業給付金・傷病手当金・出産手当金・遺族年金・障害年金等も収入とします。)
⑬ 別居している場合 (業務理由の単身赴任や通学のための別居の場合は除く)	継続的に仕送りをしていることが確認できる書類 ※手渡しは不可 直近3か月分の『振込依頼書(写)』『通帳(写)』『現金書留の控(写)』等	認定条件として同居が必要な方(*1)は申請不可	『極東開発健康保険組合』被扶養者認定基準補足資料内「1.別居家族への送金」記載金額以下の仕送りの場合は認定できません。
⑭ 年金受給者 (老齢・遺族・障害等全て)	受給している全てについて、最新の年金種類・受取額が確認できる書類(受給者及び金額が確認できるようにコピー) ≪最新の『年金振込通知書(写)』『年金改定通知書(写)』等≫ ※『源泉徴収票』は不可		【認定日について】 《注意》『届出』とは…必要書類一式不備なく極東健保へ到着した日 事由発生日の翌日から30日以内の届出⇒ 事由発生日に遡って認定 事由発生日の翌日から31日以降の届出⇒ 届出日で認定 ※事由発生日が確認できる公的書類がない場合は届出日の認定となります。
⑮ 母(父)親について申請する場合	父(母)親と死別の場合 【戸籍謄本(抄本)(離別・死別の事柄が記載されたもの(原本の写)」、 父(母)親と離別の場合 【最新の非課税・所得証明書】が必須		左記は生計維持関係等を確認するために最低限必要なものです。 その状況に応じて必要書類を健保が求める場合があります。 (離別の場合で養育費などの仕送りがあれば仕送り確認書類等)
⑯ 配偶者が無(離別・死別)の場合	【戸籍謄本(抄本)(離別・死別の事柄が記載されたもの(原本の写)】が必須		【雇用保険受給資格者証とは】 退職後、ハローワークにて失業給付受給申請されたのち、発行されます。 雇用保険受給開始日・雇用保険受給終了日など【雇用保険受給者証】では日付があらゆるところに印字されていますので『極東図書館(健康保険組合)』への【雇用保険受給者証の見方】よりご確認ください。 ※【雇用保険受給延長通知書の見本】も添付あり。